

令和6年度熊野町物価高騰対策給付金（3万円）のご案内

食料品やエネルギー関係などの物価高騰の影響を踏まえ、住民税非課税世帯を対象に、1世帯あたり3万円、また、その世帯に扶養されている子ども1人あたり2万円を支給します。

▷支給対象および支給額

- 令和6年12月13日(金)時点で町内に住所を有する住民税非課税世帯
⇒1世帯あたり3万円
- 住民税非課税世帯に扶養されている平成18年4月2日～令和7年5月31日までに出生した子ども
⇒子ども1人あたり2万円

◆次のいずれかに該当する世帯は対象外となります。

- ・住民税均等割が課税されている人の扶養親族など（地方税法上の扶養親族（16歳未満の人を含む）、青色申告専従者、事業専従者）のみからなる世帯
- ・租税条約により住民税均等割が課されない人がある世帯
- ・令和6年1月2日以降に入国した人のみからなる世帯

▷申請期限

6月30日(月)まで

ご自身が支給対象か不明な場合はご相談ください。



☎社会福祉課 ☎820-5614

▷申請手続きが不要な世帯

○7万円または10万円給付金を受給した世帯で、世帯員の異動がない世帯

3月上旬に通知書が届きます。
なお、7万円または10万円給付金を振り込んだ口座へ振込を行いますので、申請は不要です。

ただし、振込先口座を変更する場合は別途手続きが必要になりますので、通知書に記載の期日までにお申し出ください。

[支給時期]通知書に記載

▷申請手続きが必要な世帯

①7万円または10万円給付金未受給世帯

3月中に確認書を送付します。以下の必要書類を添付し、確認書を提出してください。

[必要書類]振込先口座通帳の写し、本人確認書類の写し

[支給時期]確認書を町が受理した日から1か月程度

②世帯の中に、令和6年1月2日以降に転入した人または令和6年12月14日以降に出生した人がいる世帯

以下の必要書類を添付し、申請書を提出してください。(申請書は社会福祉課窓口にて交付)

[必要書類]振込先口座通帳の写し、本人確認書類の写し、非課税であることがわかるもの(課税台帳記載事項証明書など)

[申請受付開始日]3月17日(月)

『福祉タクシー乗車券』を交付します

重度障害者（児）の社会活動を支援するため、令和7年度分の福祉タクシー乗車券（500円・30枚綴り）を交付します。

なお、4月1日(火)以降は、令和6年度分の乗車券（黄色）は使用できません。社会福祉課に返還してください。

☎3月24日(月)から

☎①身体障害者手帳（1級・2級）

②療育手帳（A・A）

③精神障害者保健福祉手帳（1級）

※手続きの際は、手帳をお持ちください。

☎社会福祉課 ☎820-5635

一広島県立図書館からのお知らせー
声の目録の貸出を行っています

『声の目録』とは、広島県立図書館所蔵の貸し出しできる視聴覚資料(CD、カセットテープ、DAISY)を紹介するものです。来館または郵送で貸し出しできます(要利用登録)。

また、障害などにより活字での読書が困難な人(利用登録している人)や視覚障害がある人への貸出業務を行っている機関には、最新版の声の目録を配布しています。

詳しくは、
広島県立図書館ホームページをご覧ください▶

☎広島県立図書館 ☎241-4972

(社会福祉課)



町の国民健康保険税率の改定見込みについてお知らせします

広島県の市町国民健康保険では、将来的に同一の所得水準・世帯構成であれば、県内のどこに住んでいても同一の保険税となる『保険税率の完全統一』の実現を目指しています。現在、令和12～17年度の間での実現を目指して調整中です。

▷熊野町国民健康保険税収納必要額について

2月号「町の国民健康保険の診療費の現状をお知らせします」でお伝えしたとおり、国民健康保険の被保険者数は減少、1人あたりの診療費は増加しています。広島県の試算によると、令和7年度の1人あたりの保険税収納必要額(※)は、159,875円(表参照)となりました。今後も診療費は上昇すると見込まれ、令和12年度には、202,426円となる見込みです。なお、完全統一の目標年度を令和12年度(令和12年度に町見込額が県試算額に追いつくように)とすると、1人あたりの保険税収納必要額(町見込額)は、令和6年度を基準に毎年約5.7%上昇させる必要があります。

【表】保険税率と1人あたりの保険税収納必要額

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	…	令和12年度
県試算額 +約4.8%(対前年度)		159,875	167,601 (+7,726)	175,701 (+8,100)		202,426
町見込額 +約5.7%(対前年度)	144,971	153,266 (+8,295)	162,035 (+8,769)	171,306 (+9,271)		202,426

※保険税収納必要額…国民健康保険税として収納する必要がある金額のこと。納付金や保健事業などに要する支出金額の合算額から県支出金などの特定財源(収入)を減じて算出する。

▷熊野町国民健康保険税率の改定見込みについて

診療費の保険者負担分を賄うために、今後も保険税率を上げざるを得ない状況です。令和7年度における町見込額は、8,295円の負担増(表太枠部分)とする見込みとしています。

保険税率の改定については、4月号でのお知らせを予定しています。

☎税務住民課保険年金グループ ☎820-5604

国民年金に関する相談は事前予約でスムーズに

相談について、事前予約することで、スムーズに相談でき、相談内容にあった職員が事前準備をして対応します。予約は、電話またはインターネットからできます。

【予約専用電話】☎0570-05-4890

☎広島南年金事務所 ☎253-7710

税務住民課保険年金グループ ☎820-5604



◀予約相談について
(日本年金機構ホームページ)

障害者手当についてお知らせします

重度の障害(身体、知的または精神)があるため、日常生活において常時の介護を必要とする人などに対して、次の手当があります。認定請求をした月の翌月分から支給されます(所得制限などがあります)。

	障害児福祉手当	特別障害者手当	特別児童扶養手当
対象者	障害があるまたは長期にわたり安静を必要とする病状であるため、日常生活で常時介護を必要とする在宅の20歳未満の児童	国民年金法1級程度の重度の障害または身体障害者手帳1・2級程度の重複障害があり、日常生活において基本的な動作のほとんどに介護を必要とする在宅の20歳以上の人	重度の障害の状態にある20歳未満の児童を在宅で監護する父母または父母に代わって監護する人
支給月額 (4月から)	16,100円	29,590円	56,800円(1級) 37,830円(2級)
支給月	5・8・11・2月		4・8・11月

☎社会福祉課 ☎820-5635

シルバーリハビリ体操教室情報

いつまでも自分らしく生活するためのリハビリ体操教室です
 毎週月曜日13:30~14:30 西ふれあい館C
 毎週火曜日13:30~14:30 西消防交流センターB
 毎週水曜日10:00~11:00 西消防交流センター1・2・3 ※20日(木・祝)は休み
 毎週木曜日10:00~11:00 町地域福祉会館B ※20日(木・祝)は休み
 毎週金曜日13:30~14:30 町民会館A
 毎週土曜日10:00~11:00 東ふれあい館
 毎週日曜日13:30~14:30 西消防交流センターA ※日程に変更があります

認知症カフェ情報

認知症の人や、その家族、支援者が集い、自由に話せる場所です。
 認知症カフェみらい ☎3月18日(火)13:30~16:00 西消防交流センター
 カフェ・オレンジ ☎3月26日(水)13:30~16:00 東消防交流センター
 認知症カフェぱたから ☎4月2日(木)13:30~16:00 中溝コミュニティーセンター(中溝自治会館)
 ※日程に変更があることがあります。